**平成２１年（フ）第２９号**
熊本県天草市倉岳町浦又4483番地２
債務者　小浦　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２１年（フ）第６０５号**
東京都昭島市田中町１丁目10番１号
債務者　小宮山和良
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第３５８号**
静岡県浜松市西区大平台３丁目２番21号　ライトハウス102、前住所静岡県浜松市西区大平台３丁目26番20号　レオパレスポニー202
債務者　吉原　理香
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第３２３号**
青森市小柳６丁目１番５号　ハイツ・ラ・ヴァントＡ－５
債務者　直井　春雄
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４４号**
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊67番地３　広栄団地Ａ２棟１－５
債務者　平田　ルミ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第３３４号**
青森県上北郡野辺地町字前田18番地17
債務者　横川　俊之
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３４５号**
愛知県安城市美園町１丁目16番地６　神和ビル305
債務者　古田島一恵
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第４４３号**
愛知県西尾市新在家町中土井12番地６
債務者　桑野　　学
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第４５８号**
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　県営葭池住宅１棟202号
債務者　鰐部　励治
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第４７０号**
愛知県知立市谷田町上空池25番地７　ファミーユボヌールＡ棟102号
債務者　梅村美砂絵
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第７３５号**
東京都青梅市新町２丁目19番地の７ハイムフレグランス203
債務者　岡田みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続廃止

**平成２０年（フ）第２３２号**
宮城県東松島市小野字町裏83番地の１
破産者　有限会社西郷運送
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２１年（フ）第２９号**
宮城県石巻市渡波字黄金浜83番地の７
破産者　有限会社東北フレッシュコーワ
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２１年（フ）第１０９０号**
札幌市手稲区新発寒７条３丁目１番３号
破産者　株式会社サン・リケン
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４０６号**
さいたま市大宮区天沼町１丁目180番地１507号
破産者　有限会社ピークエスト
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２０年（フ）第１１９２号**
千葉県市川市平田４丁目14番17号　シティ本八幡203号
破産者　熊澤　一榮
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係